

一者応札、応募に係る改善方策について

平成21年6月11日
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人国立印刷局では、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

一方、一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札、一者応募となっている事例が散見される実態となっている。これは、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていないことがその一因になっていると考えられ、国立印刷局としてもこうした事態を回避し、実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 国立印刷局における一者応札、応募の要因別類型

- ① 業務に特殊性・専門性があるもの（特殊な知識、技術を要する業務で、対応できる者が限定的になっているもの）
- ② 参加可能な者が少数のもの（日本銀行券の原材料等一般に使用されない特殊な対象物であるため、これを製造・供給できる者が限定的になっているもの）
- ③ 過去に契約実績がある者、特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの（既存の機械設備、情報システムの保守点検の業務など、当初納入業者がそのノウハウを保有しており、それ以外の者が参入をしない傾向が見られるもの）

2. 改善方策

〔共通項目〕

(1) 入札参加申込期間の十分な確保

現在、休日を含めて10日以上としている入札参加申込期間について、①過去に一者応札、応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの、及び、②新規案件であっても応札者が少数であると見込まれるものは、原則として営業日で10日以上の入札参加申込期間を確保する。

なお、入札参加申込期間として、公示日の翌日から起算して申込期限の

前日までの期間とすることを徹底する。

(2) 公告周知方法の改善

公告については、国立印刷局のホームページ及び官報への掲載並びに各発注機関における掲示板により行っているが、より多くの者へ公告案件を周知するため、①政府調達及び意見招請などの情報についてもホームページに掲載するとともに、②参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなどに努める。

(3) 仕様書の見直し等

- ① 仕様書については、特定事業者が有利な仕様にならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容とする。
- ② 入札参加資格における履行実績・技術審査等の条件設定により、新規事業者の参入を不当に制限していないか等を厳格に審査し、必要に応じて記載内容を見直す。
- ③ 原材料等の物品調達にあたっては、代替品への移行に向けた市場調査、使用可否の確認実験を実施する。

(4) 業務等準備期間の十分な確保

一者応札、応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、①契約(落札決定)後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また、②年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等の開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することにより、それぞれ新規参入を促す。

(5) 業者等からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明を受けたものの、後になって入札への参加を取止めた業者等から、取止めを決定した要因、及び、どのような状況になれば参加が可能と考えるかなど、事後に聴き取り調査を行い、その結果を検討したうえで対応可能なものは、以後の入札等に反映させる。

(6) 競争参加資格の拡大

入札参加者をできる限り多く確保するため、競争資格等級については、原則として予定価格に対応する格付等級のほか、当該等級の1級上位及び1級下位の資格等級を加えることとする。

(7) 電子入札システムの導入

入札手続の利便性の向上を図るため、電子入札システムを早期に導入し、入札参加者の拡大に努める。

〔個別項目〕

(8) 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

- 情報システムの運用・保守など、当該システムにかかる詳細部分の情報が少ないため、不具合が生じた際の費用リスクが新規参入を阻害している一因と考えられるものについては、単年契約が望ましいと認められるものを除き、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断をもって、複数年契約の一層の推進を図る。
- 当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一括調達又は区分調達への移行を検討するなど、発注コストも考慮しつつ競争性の確保を図る。
- 今後の調達において、業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することなどを検討する。

3. フォローアップ

一者応札、応募となっている契約案件については、契約部門において作成しているチェックリストをもとに、その要因を把握・検討し、契約部門と要求部門とが連携のうえ、対応可能なものは、その改善方策を講じるよう、引き続き対処していく。

また、監事による監査及び内部監査において、その要因を個別に把握・分析し、それに対応した具体的な方策を講じられるよう、引き続き検討を行う。